人権守る活動を推進 人権擁護委員の取り組み

問い合わせ
自治振興課 ☎㊾2145

人権擁護委員に坂本スミヱさん再任

7月1日に、坂本スミヱさんが人権擁護委員に再任されました。人権擁護委員は、市町村長の推薦を受けた後、法務大臣の委嘱を受けて、国民一人一人の人権を守るために活動しています。

市には現在、坂本さんの他に、片岡惠美子さん、古原陽子さん、弘兼秀子さん、前安井美千子さん、正木静夫さん、山本竹生さんの計7人が人権擁護委員として活動されています。

今年度も7月15日開催の大竹・和木川まつり花火大会で、人権問題啓発活動を進める市民団体「みずきの会」の方と啓発用のうちわを配布しました。

また、命の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、市内の保育所や幼稚園、小学校で人形劇や紙芝居を行ったり、小学校に「人権の花」を配付したりしています。

人権に関する悩み相談

啓発活動のほか、人権相談も重要な活動の一つとして行っています。毎年2回、総合市民会館で特設人権相談所を開設しています。また、年間を通して、次の相談先で電話相談を受け付けています。人権に関して悩みがあるときは、相談してください。

相談先
○廿日市人権擁護委員協議会
毎週火・金曜日
○広島法務局廿日市支局
月曜日～金曜日

受付時間
8時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く）
☎0829㉛2164

人権擁護委員は、みなさんの身近な存在です。気軽に声を掛けてください。

人権擁護委員の皆さん

古原　陽子さん

片岡 惠美子さん

坂本 スミヱさん

山本　竹生さん

正木　静夫さん

前安井 美千子さん

弘兼　秀子さん

消費者シリーズ No.220

相談事例から見る 悪質な通販サイトを見抜く 4つのチェックポイント―

問い合わせ
消費生活センター ☎㊼3236

【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時

悪質な通販サイトで起こったトラブル事例

相談事例①
ニセモノが届いた―

ネット検索をしているときに、欲しいカメラが安く販売されている通販サイトを見つけ、クレジットカードで決済した。しかし、その後は一切連絡がなかったため、繰り返し問い合わせると、おかしな日本語で回答があった。後日、商品が到着し、すぐに中身を確認すると、明らかにニセモノだった。サイトをよく見てみると、住所に番地が記載されていなかった。

相談事例②
商品が届かず、サイト運営者との連絡が途絶えた―

通販サイトに欲しいスニーカーがあったので、銀行振り込みで購入したが、商品が一向に届かない。サイトをよく確認したところ、住所や電話番号の記載が無く、メールアドレスもフリーメールだった。店舗責任者は日本人で、商品説明も日本語だったので安心なサイトだと思い込んでしまった。

悪質な通販サイトを見抜く4つのチェックポイントを押さえましょう！

1. 正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない

連絡手段がEメールしか無いウェブサイトは危険です。記載されている情報が実在する住所や電話番号であるか注意が必要です。

2. 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている

新品の有名ブランド（※真正品）を質に入れた場合、おおよそ6割程度の額で引き取られると言われています。

3. 日本語の表現が不自然である

機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているウェブサイトは要注意です。

4. 支払い方法が銀行振り込みのみとなっており、クレジットカードが利用できない

悪質な通販サイトでは、クレジットカードが利用できないケースが多くあります。また、サイト上にクレジットカードを利用可能との記載があっても、何らかの理由を付けて銀行振り込みに誘導するケースもみられます。

悪質なウェブサイトでないことをチェックしましょう！

消費者庁のホームページの「悪質な海外ウェブサイト一覧」で検索。

全てをうのみにはできませんが、インターネット上の評判なども参考になる場合もあります。

模倣品と知りつつ購入する行為もやめましょう。

被害にあったら

代金を振り込んでしまっても、金融機関による口座凍結により、残高状況に応じて分配金を受けられる場合があります。カード払いの場合は、カード会社に速やかに連絡し、悪用防止のためカード番号の変更を申し出てください。詐欺的サイトの被害にあったら、あきらめずに消費生活センターなどに相談しましょう。

年金のはなし No.275

年金生活者支援給付金の請求書が届きます―

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金とは、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象者には郵送で案内が

対象者には、9月上旬から日本年金機構から案内が自宅に郵送されます。

請求用のはがきに必要事項を記入の上、切手を貼って返送してください。

対　象

それぞれの要件を全て満たす方が対象となります。

問い合わせ　広島西年金事務所 ☎082-535-1505
岩国年金事務所☎0827㉔2222
保健医療課 ☎ ㊾2141

受給をしている年金	要　件
老齢基礎年金	・65歳以上の方 ・住民税非課税世帯であること ・年金収入とその他所得額の合計が約88万円以下であること
障害基礎年金	・前年の所得額が約462万円以下であること
遺族基礎年金	・前年の所得額が約462万円以下であること